

## 第6章 検査・監督のポイント

# I 工事検査とは

## 1 工事検査

工事検査には、材料検査、完成後に見えなくなる部分の出来形検査、品質を確認する段階検査、部分検査、中間検査、完成検査等様々なものがある。

特に、検査員によって行われる完成検査においては、工事が契約どおりに実施されたのか（結果）、されているのかどうか（施工プロセス）を、観察、検測、試験、その他の方法によって確認し、合格または不合格の判定を行うもので、工事目的物のみならず、造られる工事の過程全てが検査の対象となる。この検査に先立ち、受注者においては社内検査又は検測等が行われており、監督職員による段階確認及び現地確認がなされていることが前提となっているので、これらの資料等も参考にしながら検査が行われることとなる。

## 2 工事検査の目的

工事検査の目的は、

- (1) 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を満たしているかどうかを検査員が判断し、発注者として受け取り、その代価を支払ってよいかどうかを確認すること。
- (2) 工事成績を評定することにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資すること。
- (3) 検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資すること。

といえる。

## 3 検査の原則と受注者・監督職員の責務

一般的に工事検査を行う者は監督職員との兼務はせず、専任の者であるべきとされている。このような監督の職務と検査の職務の兼職の禁止は、検査を行う者を任命する上での重要な原則である。また、検査は高度な技術力を持つ者によって、工事目的物や施工の過程を確認する必要があることから、専任の者が実施すべきである。

そもそも公共工事は請負契約に基づき施工されるものであり、工事目的物の完成のための一切の責任は、原則として受注者が負うという、自主施工の原則が基本となっている。

一方、現地の地形・地質等により、設計図書どおりには工事をすることができず、変更が生じることも多い。その変更の確認や変更指示は監督職員の重要な仕事であり、指示した事項については当然発注者の責任となる。また、不可視部分の適否の確認などを適宜行い、検査員の補完を行うことも監督職員の責務である。

## 4 検査員の使命

検査員は県民を代表してその工事の目的物を受け取り、公金から代価を支払ってよいことを判断する最終確認を行うという使命を持つ。また検査においては、当該工事の評点をつけることになるが、その評価は、受注者の企業評価とともに今後の受注機会などに大きな影響を及ぼすものであり、場合によってはその会社の将来を左右するものにもなるので、きわめて重要な意味を持ち公平かつ厳正な評価を行わなければならない。

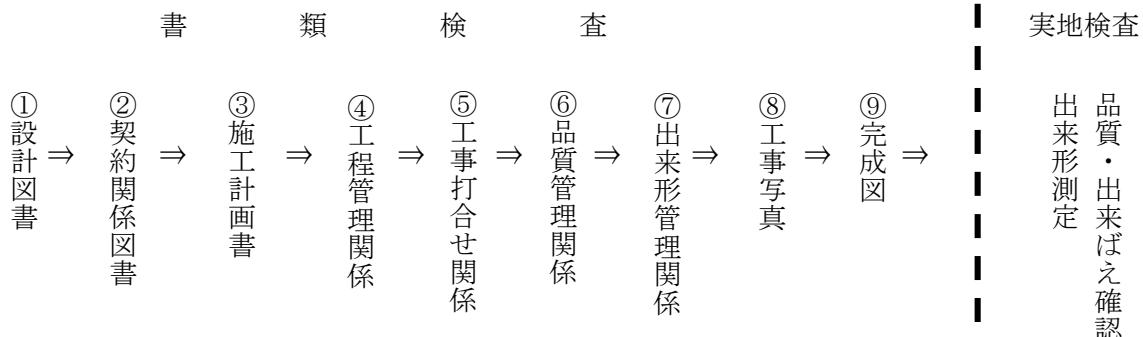
検査員は、検査を通じてP D C A（計画（Plan） 実施（Do） 検証（Check）、処置（Action）） サークルの特にCの役割を果たしていること、そのことが良質で安全な社会資本整備に貢献する意義ある役割であることを自覚して日々研鑽に励み、技術者指導という重要な使命を果たすことが必要である。

## II 工事検査の実施

### 1 検査の実施内容

#### (1) 検査の順序

検査の順序は、工事の種類、検査職員や検査時の状況などによって異なるが、標準的な例を示す。



①および全体経過は監督員、②は監督員及び受注者、③以降は受注者が検査員に説明する  
注：原則として、班長・チーフは、工事検査に立ち会うこと。（検査規程第9条2）

#### (2) 書類検査

工事は、不可視部分が多く、工事完成時において出来形や品質など現物確認が困難である。したがって工事途中における記録をまとめた書類によって行われることになり、書類検査が重要である。

書類検査は出来形管理、品質管理その他、工事の実施状況に関する各種の記録と、設計図書、施工計画書などと対比し、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行う。

検査時の関係図書としては次のようなものがある。

- ① 契約書
- ② 図面
- ③ 仕様書（共通仕様書・特記仕様書）
- ④ 現場説明者及び現場説明に対する回答書
- ⑤ 施工計画書（実施工程表含む）
- ⑥ 工事打合せ書（指示、承諾、協議、その他）
- ⑦ 材料承認願い
- ⑧ 工事報告書（段階確認書、確認、その他立会）
- ⑨ 出来形及び品質等の記録
- ⑩ 工事記録写真、工事日誌
- ⑪ 完成図
- ⑫ 施工体制台帳
- ⑬ その他（県産材、高度技術、創意工夫、地域への貢献、建退共）

### 2 検査関係図書の整理についての留意事項

#### (1) 施工計画書・実施工程表

- ・工事の計画とその施工過程を示すものであること。
- ・施工計画書は受注者の技術力と自主性を最も発揮するものであり、施工もこれに合わせて実施することになるので、重要な部分については、ポンチ絵を用いるなど、具体的に書く。
- ・工事途中で施工方法を変更した場合の施工計画書の整理には十分気を付けているか。
- ・実施工程表は、休日日数、作業不能日数、社会的制約条件等を考慮して作成されているか。

- ・当初の計画と施工との実態が一目でわかるよう作成されているか。

(2) 材料検査資料

設計図書で検査を必要とする材料について、材料確認、施工検査データ、記録写真などの整理状況を確認する。

(3) 品質管理資料

品質管理基準で定められた項目が全て実施されているか、管理過程と試験内容について十分に管理されているかどうか、さらに測定数値が所定の規格値、を満足しているかどうかが判定できるよう適切な資料整理が行われているかを、品質管理表、測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表、品質管理図（工程能力図）で確認する。

(4) 出来形管理資料

出来形管理基準で定められた項目が全て実施されているか、規格値を満足しているかどうかを判定できるよう適切な資料整理が行われているかを、判定結果総括表、測定結果一覧表等で確認する。

(5) 工事写真

写真管理基準で定められている着工前、完成、施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理、災害、事故、その他適正な施工が分かる写真が必要である。

### III 工事検査にあたっての注意点

※監督職員は完成検査までに、工事目的物にクラックが発見された場合、現況調査を行い、主管課に報告し協議するとともに、速やかに検査担当部署まで連絡し、検査日程の調整を行ってください。(8章 8-51 参照)

1 契約内容の把握

工事は現地に即した単品生産であり、それぞれ現地に適応した設計、施工条件で発注、契約されているもので、契約内容を把握し検査に当たらなければならない。

契約図書とは契約書及び設計図書をいい、設計図書とは設計書、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を言う。

(1) 契約書

公共工事標準契約約款でいう工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金等の重要な契約事項を記載する書面と、発注者と受注者間の権利義務の内容を定めた約款がある。

その約款については、各条項のもつ基本的な考え方についても把握しておく必要がある。

(2) 設計図書

設計図書とは、図面など各種の図書を総称したものであり、発注者が受注者に対して工事目的物の形状、品質、施工方法などを示したものである。

検査の目的は、工事構造物の設計図書との適合を確認することにあるので、設計図書の内容を把握しなければ検査は出来ない。

(3) 施工計画書の把握

施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法、施工方法を具体的に記載し、監督員に提出されるものである。

この施工計画書の内容には契約上の二つの大きな要素が含まれている。それは、設計書に指定された部分と、受注者の任意で実施する部分がある。

指定部分とは、発注者が設計図書で指定している部分、すなわち工期、出来形、品質及び施工方法である。一方任意の部分とは、受注者の責任において実施する部分である。

以上のような点を留意し、検査に当たっては施工計画書を十分理解しなければならない。

## 2 工事実施状況の把握

実施状況の確認は工事目的物が定められた手順で施工されたか否かを確認するもので契約内容を把握した上で、受注者が設計図書に基づき計画提出された施工計画書の施工方法、施工手順等を写真等の資料により確認する。

### (1) 工程管理の確認

工程の確認は、定められた工期内に工事目的物が完成しているか否かの他に、工程の進捗が工事目的物の品質に密接に関係しているから、工程管理の確認は重要なポイントの一つである。

検査においては、計画工程と実施工程の比較、設計変更の対応、工程遅延による対応及び回復努力などを確認し、現場技術者の技術力、判断力、会社としてのバックアップ体制などを見る。

特に、工程の遅延の原因を追及せずに、ただ短絡的な便法により調整していないかなどを確認する。

### (2) 安全管理の確認

労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法などの諸法規の厳守とともに、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき実施の確認をする。

これらの指針及び要綱は共通仕様書において「工事中の安全確保」として「厳守し災害の防止を図らなければならない」と規定しているので、検査では施工計画書に記載された内容に基づき、安全管理が適正に行われているかを確認するとともに、安全協議会の活動状況、安全訓練の実施状況など安全に関する教育、現場労働者への周知徹底方法についても確認する。

### (3) 使用材料の確認

材料は広範囲で極めて種類も多いが、一般的に要求される性質としては次のとおりである。

①使用目的に適した機械的性質、物理的性質をもつこと。(性能については検査証明書で確認すること。)

応力、強度、許容応力度、衝撃値、クリープ限界、疲労限界等

②使用環境に対して安全であり耐久的であること。

耐候性、耐すりへり性、耐食性、耐化学薬品性、

③その他

作業性（加工性）がすぐれていること。運搬、取り扱いが容易なこと。

検査に当たっては、設計図書の規格を満足しているか、品質証明書類は適正に提出されているか、試験方法及び結果は良好か、カタログなどは整理されているか等について確認する。

### (4) 出来形検査

出来形検査については、「出来形寸法検査基準」（技術者必携）に沿って現地検査する。

## 完成・中間検査提出書類

### 1 受注者

#### 1) 完成写真・中間写真 (本庁契約は2部、その他は1部)

- ① 延長・起終点が判るよう朱書きする。(数枚可)
- ② 規格はA4版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもの。

#### 2) 検査結果報告書 (本庁契約は2部、その他は1部)

- ① 出来形管理図表の3段書上段に検査員測定値を記入。この場合検査結果表に記入の必要なし
- ② 出来形管理図表が作成されていないものについては、検査結果表に記入。
- ③ 測定位位置の平面図、ポンチ絵は不要。
- ④ テストハンマー等については、検査結果表に記入。
- ⑤ その他特殊工事については、検査員の指示に従うこと。

### 2 工事監督職員

※本庁命令の検査における本庁への提出書類

**注1)提出書類は下記の順に並べて提出してください。**

**注2)インデックスは不要です。**

**注3)下記書類は原則、検査後3日以内に検査員(技術管理課)まで送付してください。**

#### ■工事の場合

	提出書類	中間	完成	部数
1	検査調書 (※監督職員は、中間検査時には事前に進捗率の確認をしてください。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
2	完成検査指示結果書 ※中間検査指示結果書は別途業者に通知すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
3	合格通知書：知事から業者あて(案)※1			
4	合格通知書：技術管理課から所属長あて(案)※1			
5	工事成績評定表(別記様式1) ※所属長まで決裁をしたもの			1部
6	細目別評定点表(別記様式2)			1部
7	工事成績評定について(通知)(別記様式3)：知事から業者あて(案)※1			1部
8	項目別評定点(別紙1)：知事から業者あて(案)※1			1部
9	優良工事の概要(評定点が80点以上の場合)			1部
10	工事成績採点の考查項目別運用表 ※ホチキス止めはしないこと			1部
11	完成写真・中間写真 ※本庁契約は完成時に業者より2部提出(技術管理課へ1部、事務所に1部保管)、その他は1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
12	検査結果報告書 ※表紙・出来形管理図表・検査検査結果表(ポンチ図必要なし) ※本庁契約は検査終了後、業者より2部提出(技術管理課へ1部、事務所に1部保管)、その他は1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
13	工事完成通知書 ※所属長まで決裁をしたもの(本庁契約は原本、事務所契約はコピー)			1部

#### ■委託業務の場合

	※但し、「工事管理業務等」、「積算技術業務等」については、提出する検査書類は、現行どおりとする。	中間	完了	部数
1	検査調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
2	完了検査指示結果書 ※中間検査指示結果書は別途業者に通知すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部
3	合格通知書：知事から業者あて(案)※1			1部
4	合格通知書：技術管理課から所属長あて(案)※1			1部
5	委託業務成績評定表(別記様式第1) ※所属長まで決裁をしたもの			1部
6	委託業務成績評定通知書(別記様式第2)：知事から業者あて(案)※1			1部
7	項目別評定点(別表)：知事から業者あて(案)※1			1部
8	評定リスト1式 ※ホチキス止めはしないこと			1部
9	完了写真(成果品) ※本庁契約は完了時に業者より2部提出(技術管理課へ1部、事務所に1部保管)、その他は1部			1部
10	業務完了通知書 ※所属長まで決裁をしたもの(本庁契約は原本、事務所契約はコピー) 業務成果目録書			1部

## 完成検査時の提出書類

### 3-8. 完成検査

電子納品される工事完成図書の書類検査は、本ガイドライン「2-5. 提出書類」に示した書類により実施する。工事写真等の検査は電子データにより実施するが、電子検査のための準備（検査用機器等）は、原則として発注者が行う。ただし、これによりがたい場合は、受注者の準備した機器（ソフトを含む）で検査を行うことができる。

また、本ガイドライン「2-5. 提出書類」に示した紙書類以外で紙印刷により検査を行う場合も、原則として発注者が準備を行う。

#### 【解説】検査書類

以下に完成検査時の標準的な検査書類と検査媒体を示す。

電子と紙を組み合わせて円滑に検査が実施されることが望まれる。

#### 1) 情報共有システムを使用しない場合（※電子メールを活用した情報交換を含む）

No	書類名	電子	紙	備考
1	施工経過図	○	○	
2	出来形管理図表	○	○	
3	使用量一覧表	○		
4	各種試験(測定)結果	○		
5	各種工程表	○		
6	交通誘導員集計表	○		
7	水替時間管理表	○		
8	施工計画書	○	○	紙は事前に提出
9	発注図・最終変更図	○	○	紙は発注者の設計書に添付
10	完成図	○	○	
11	工事写真	○		
12	木材利用実績調査	○		
13	地質・土質調査結果	○		
14	i-Construction に係るデータ	○		

#### 2) 情報共有システム活用工事の場合

No	書類名	電子	紙	備考
1	施工経過図	○	○	
2	出来形管理図表	○	○	
3	使用量一覧表	○		
4	各種試験(測定)結果	○		
5	各種工程表	○		
6	交通誘導員集計表	○		
7	水替時間管理表	○		
8	電子納品に関する各種チェックシート	○		
9	材料使用承諾願	○		
10	工事日誌(週報)	○		
11	段階確認実施表	○		
12	承諾願	○		
13	デジタル写真編集承諾願	○		
14	支給材料受領書	○		
15	工事に関する確認票	○		
16	指示簿	○		
17	施工計画書	○	○	必要に応じて発注者が印刷
18	施工計画打合せ簿	○		
19	施工体制台帳	○	○	現場に備置きしたもの
20	発注図・最終変更図	○	○	紙は発注者の設計書に添付
21	完成図	○	○	
22	工事写真	○		
23	木材利用実績調査	○		
24	地質・土質調査結果	○		
25	i-Construction に係るデータ	○		

※押印が必要となる書類や電子化が困難な書類は紙。

### 3-8-1. 検査用機器の準備

電子検査に必要な機器は、原則として発注者で用意する。ただし、これによりがたい場合は、受注者の準備した機器(ソフトを含む)で検査を行うことができる。

(電子納品運用に関するガイドライン工事編第5.2.1版)

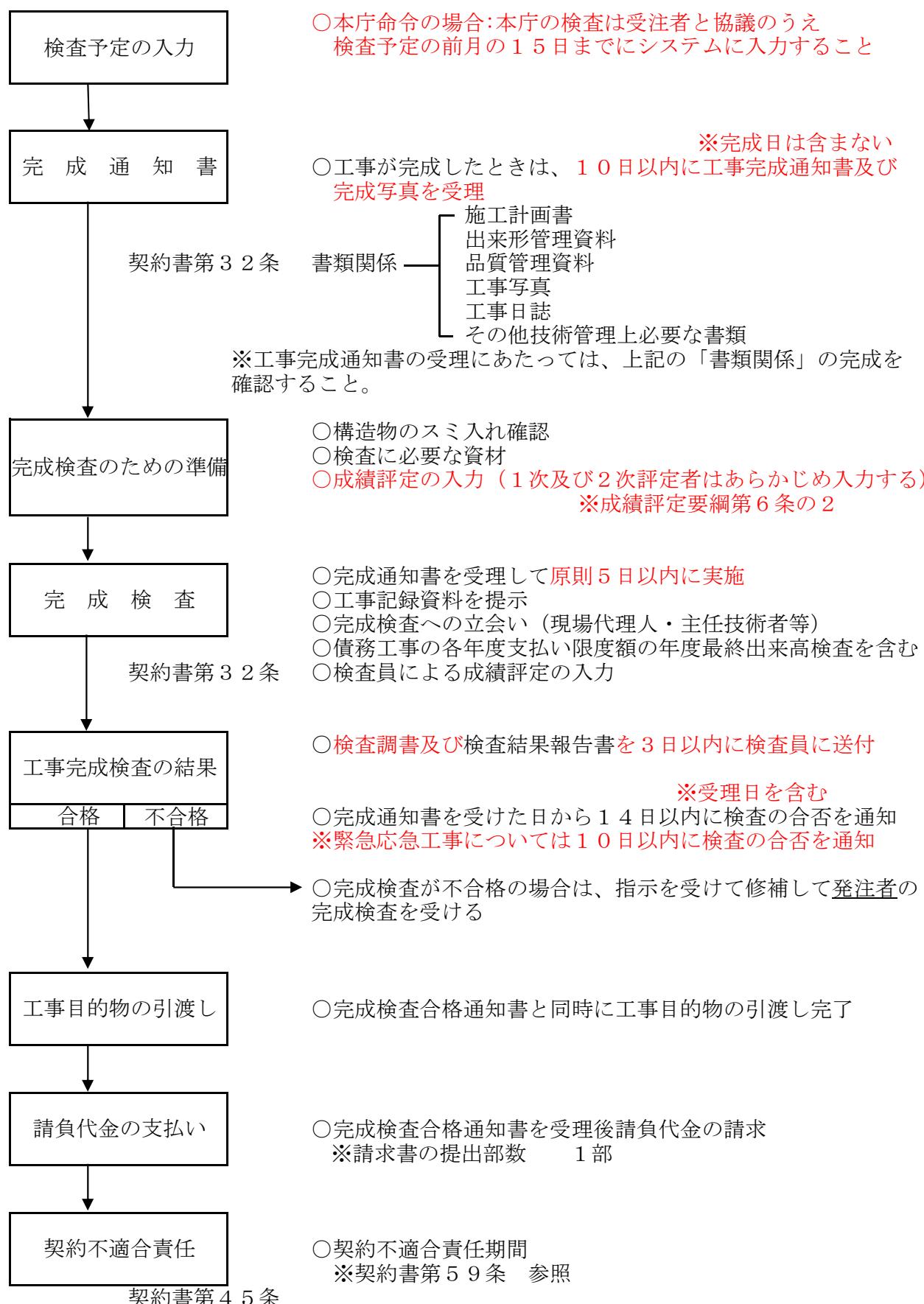
※工事写真は、電子データによるものとする。  
紙印刷で検査を受ける場合は、発注者側が用意すること。

#### ※ 電子納品に関する基準・・・掲載ホームページ

[高知県ホームページ]－[組織からさがす]－[土木部]－[技術管理課]－  
[電子納品に関する基準]

問合せ先 土木部技術管理課設計基準担当  
TEL : 088-823-9826 FAX : 088-823-9263

## 完成検査事務処理の流れ（発注者）



## 出来形寸法検査基準

### 第1 一般土木工事の部

工種	検査内容	検査密度
共通	矢板工	基準高・変位・根入長 延長・傾き 250枚につき1箇所以上。 (ただし、250枚以下は2箇所以上)
	法枠工	厚さ・法長・間隔・幅・延長 200mに1箇所以上
	吹付工	(200m以下は2箇所以上)
	植生工	
	基礎工 杭	基準高・根入長 偏心量 1基または1目地間当たり1箇所以上
	ブロック・石積（張）工	基準高・法長・厚さ 延長 100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ 延長 100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	舗装路盤工	基準高・幅 厚さ 基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる場合) 基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)厚さは、 1kmに1箇所以上(ただし1km以下は2箇所以上)
		1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	舗装工	基準高・幅・横断勾配 平坦性・厚さ 基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)厚さは、 施工面積10,000m <sup>2</sup> につき1箇所以上コアにより 検査(ただし、施工面積10,000m <sup>2</sup> 以下の場合は 2箇所以上) 基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
地盤改良工	地盤改良工	基準高・幅・厚さ、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合) 1工事につき1箇所(3次元モデルによる場合)
	土工	基準高・幅・法長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)

工種		検査内容	検査密度
共通	グラウンドアンカー工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材寸法・グラウト強度</li> <li>・引張り材の強度</li> <li>・アンカー頭部の台座</li> <li>・支圧板及び締付金具の強度試験</li> <li>・ボーリング角度、深さ、グラウト打設状況</li> <li>・定着部のゆるみと設計付着力の関係</li> <li>・緊張強度</li> </ul>	<p>引張確認試験 配置誤差 穿孔方向 5%以上、最少 3 本</p>
	鉄筋挿入工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芯材や頭部定着材の寸法の確認</li> <li>・定着材(グラウト等)の強度</li> <li>・補強材の強度</li> <li>&lt;現地測定及び品質管理資料で判定&gt;</li> <li>・地質の状況</li> <li>・削孔の角度、深さ</li> <li>・定着材打設状況(注入量の管理方法)</li> <li>・設計引張り力、もしくは設計許容周面摩擦抵抗に相当する引張り力の確認</li> <li>&lt;現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定&gt;</li> </ul>	<p>施工数量の 3%程度 かつ最少 3 本</p> <p>引張り力の確認について 施工数量の 3%程度かつ最少 3 本、 ただし、異なる地質に対して施工している場合は、 それぞれの地質において前記の本数を実施</p>
河川	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・高さ・法長・延長	200m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	浚渫(川)	基準高・幅・深さ・延長	
	浚渫(川) (バックホウ浚渫船のみ)	設計との標高較差(3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面(3次元モデルによる場合)
	樋門・樋管	基準高・幅・厚さ	本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造ごとに 2 箇所以上
	水門	高さ・延長	
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長 断面・個数・厚さ	100m に 1 箇所以上 (100m 以下は 2 箇所以上)

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海 岸 ・ 防 潮 堤	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高・幅・厚さ・高さ・ 法長・延長	200m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	浚渫 (海岸)	基準高・幅・深さ・延長	
道 路	道路改良等	基準高・幅・厚さ・高さ・ 延長	100m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ 高さ・支間(スパン)長 変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに 1 基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法・基準高 中心間距離・支間長 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高 中心間距離 厚さ キャンバー・幅	その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高・幅・厚さ 高さ・深さ・間隔 延長	両坑口を含め 100m につき 1 箇所以上。(ただし、 施工延長 200m 以下の場合は両坑口を含めて 3 箇所以上)
砂 防 ・ 治 山	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所(3 箇所以 上)
	流路 斜面対策	基準高・幅・厚さ・ 高さ・延長	100m につき 1 箇所以上。(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
ダ ム	コンクリートダム	基準高・幅・堤長 ジョイント(目地)間隔	5 ジョイントに 1 箇所以上。
	フィルダム	基準高・外側境界線	5 測点に 1 箇所以上。
その他の構造物		工種に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ 法長・長さ等	工種構造物ごとに適宜決定する。

## 第2 港湾・漁港工事の部

工種		検査内容	検査密度
港湾・漁港	浚渫工	底面、法面の基準高施工区域	測線での確認は3割程度、任意の箇所
	基礎拾石	均し面の基準高、天端幅、据付面の高さ・勾配、延長、	構造物ごとに適宜決定する
	消波工	天端高、天端幅、延長、法勾配	起終点及び中間点の3箇所以上
	本体工	基準高、幅、壁厚、延長、法線に対する出入、据付間隔	構造物ごとに適宜決定する
	その他、構造物	工種に応じ、基準高、幅、壁厚、高さ、法線に対する出入、据付間隔、延長等	構造物ごとに適宜決定する

## 第3 森林土木工事の部

工種		検査内容	検査密度
治山・林道開設	木製ダム	基準高・幅・厚さ・延長・法勾配	構造図の寸法表示箇所の任意の部分。
	中心線 縦断・路面	I Pの位置(交角)・I P間距離・偏心・基準高・全幅	100mに1箇所以上。 (100m以下は2箇所以上)
	上記以外の工種		一般土木工事の部に準ずる。

## 第4 農業土木工事の部

工種		検査内容	検査密度
共通	砂利舗装	厚さ・幅・延長	200mに1箇所以上。 ただし、200m以下は2箇所以上
	プレキャスト水路工	基準高・幅・高さ・延長	幹線については、100mに1箇所以上。 ただし、100m以下は2箇所以上
	道路工		土木工事の部に準ずる。
	法面工(土羽)	法勾配・法長・芝工	1工事あたり3箇所以上。

工 種		検査内容	検査密度
ほ 場 整 備 工 事	雑物除去	石礫等	写真等で確認。
	湧水処理	基準高・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	基盤整地	基準高	1工事あたり3箇所以上。ただし1箇所は3点以上を測定したものの平均値。
	表土整地	厚さ・基準高・厚さ	(表土均平後の検査の場合は、管理図と段階確認の結果を照合)
	暗渠排水工	布設深・間隔・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	用 排 水 路 工	コンクリート2次製品	プレキャスト水路工に準ずる
		現場打ち水路	基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・延長 50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
		道路工(砂利道)	基準高・幅・延長 50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
		その他構造物	工種に応じ、基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等 一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。
管 水 路 工	管体基礎工 管体工	布設深・延長・その他	管理図と段階確認の結果を照合。
	通水試験	水張り試験・水圧試験	全区間を管理図と段階確認の結果を照合。
	その他構造物	工種に応じ、基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。
た め 池 改 修 工 事	堤 体 工	堤体工 基準高・堤幅・法長・延長	20mに1箇所以上。 ただし、20m以下は2箇所以上。
	コアの盛立	基準高・外側境界線	管理図と段階検査結果を照合。
	洪水吐工	基準高・幅・厚さ・高さ・中心線のズレ・延長	1スパンに1箇所以上。
	樋管工 同上付帶構造物	基準高・厚さ・幅・高さ・中心線のズレ・延長等	10mに1箇所以上。 ジョイント間隔は1本毎。
	上記以外の工種	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。	

品質検査基準

工種	検査内容	検査方法
材料	・品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	・観察、品質証明書により検査。 ・場合により実測する。
基礎工	・支持力は、設計図書等と対比して適切か。 ・基礎の位置、上部との接合等は適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
土工	・土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 ・支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。	
無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。 ・シュミットハンマーは、300m <sup>3</sup> に1箇所以上、又は、施工単位につき2箇所以上。 必要によりコアで強度判定。
構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
舗装路盤工	・路盤材料の合成粒度は、設計図書等と対比して適切か。 ・支持力又は締固め密度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 ・場合により実測する。
ため池改修 工事 堤体工	締め固め密度、透水係数は設計図書と対比して適切か。	・主に施工管理資料及び観察により検査する。 ・場合によって実測する。

## 検査方法

### 第1一般土木工事の部

#### 共通検査項目

検査の項目	検　　査　　の　方　法
延　　長	起終点を基準として各測点間の距離又は全延長を計測する。
幅員、法長、法 勾配、高さ、深 さ	原則として測点並びに測点間について実測し出来形寸法を確認する。  ※測点間とは、管理測点でない箇所も含むものである。
計画高、縦断、 横断、勾配	1 計画高は、必要あると認めた時は基準点（仮基準点を含む。）による。 2 縦断、横断勾配は原則として測点間並びに測点について実測する。
構　造　物	1 長さ、幅、高さ、厚さ、勾配等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観等を観察する。 2 コンクリート構造物については、テストハンマー（シュミットハンマー等）その他の方法で表面強度を判定する。また、打設方法、養生等についても適否を確認する。 3 重要なコンクリート構造物（床固、堰堤等）については漏水の有無を、削孔、注水等により確認する。 4 必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5 品質については、検査を原則とするが、関係資料により確認する事が出来る。 6 各構造物の求められている機能を満足することを確認する。
主　要　資　材	規格、品質、数量、強度等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残　土　処　理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときは確認する。
仮　設　工　事	1 指定仮設については原則として設計図書により検査をする。 2 指定仮設以外の仮設については、監督職員が提出をうけたものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができるとき、又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは、監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品　質　管　理	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質管理を資料により判定する。
出来形管理	設計値と実測値を対比して記録した出来形図及び出来形管理資料等により判定する。
跡　片　付	現場の整理等を確認する。
そ　の　他	1 検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形成果表等で判定することができる。 2 この検査方法に記載されていないものは、検査員の判定による。

各工事の検査の方法

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
1 一般施工 (1) コンクリート	1 コンクリート打込み数量	設計数量との対比	工事写真、出来形図及び出来形管理資料、コンクリート使用一覧表及び納品伝票で判定
	2 配合およびスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認 塩化物含有量の確認	品質管理資料（骨材試験及び配合設計試験等）で判定
	3 コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認、全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料（破壊試験成績表）、シュミットハンマー、必要により抜取りコアー強度で判定。
	4 施工状況	配合の均等性の有無の確認、打込み状況の適否（まめ板、コールドジョイントの有無、隅部の施工状況、シート方法、締め固めの状態等）養生方法の適否、練りまぜから打ち終りまでの時間、脱型時期の適否、雨天時の場合の対策、各構造物に適した打設速度の確認	現地観察、必要により注水検査又は抜取コアーで判定 品質管理資料
	5 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目位置の確認 一区画打継目の施工状況（処理方法）	現地測定及び工事写真 必要により注水検査及び抜取コアーで判定
(2) 土工一般	1 基準高、延長、深さ、法勾配、幅、厚さ	設計図書との対比、床掘、掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 地山に適した勾配の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	3 残土処理	残土量及び残土処理場の確認	現地観察、工事写真及び管理資料
	4 盛土の締固め	各層転圧状況の確認 (転圧機種、転圧回数、締固め密度、巻き出し厚)	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

工 種	検査項目	検査内容	検査の方法
	5 その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻し搾き固め状況 埋戻し跡の表面不陸の状況 盛土の余盛の程度 盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況 湧水等の処理方法 高盛土の沈下管理	現地観察及び工事写真で判定
(3) 石積張工（修景工等を除く）・ブロック積張工	1 基準高、延長、法勾配、法長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	形状寸法、外観、重量及び圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品質管理資料で判定
	3 基礎工	コンクリート基礎（コンクリート工の項参照）その他の基礎施工状況の確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	4 その他の施工状況	積方、合端の施工状況の確認 法面の「はらみ」の有無。 胴込めコンクリート、裏込コンクリート、裏型枠栗石の填充状況、水抜穴の配置方向及び穴通りの状況 連結ブロックの連結材の接合方法	現地測定、注水検査（石積張工は除く200m <sup>2</sup> 以上）及び工事写真で判定
(4) コンクリート擁壁工（人工岩及びコンクリート基礎工含む）	1 基準高、延長、幅、高法勾配	設計図書との対比、断面形状の確認	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施工状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリートの品質及び施工状況（コンクリート工の項参照）	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマー、必要により抜取コアの強度で判定
	4 その他施工状況	基礎又はフーチングと躯体の取合施工状況 1区画のコンクリート打込み状況（打継目の処理） 目地材の材質、厚さの確認 縦方向の通りの状態 勾配	工事写真、必要により注水検査及び現地観察で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(5) 鉄筋工	1 数量	設計図書との対比	必要により納品伝票写等で判定
	2 使用材料の規格、寸法、強度等		現地測定及び工事写真で判定 ミルシート
	3 施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確度 鉄筋カブリの確認 鉄筋継方法と位置の可否（重ね長、ガス圧接、機械式継手） 鉄筋結束の確実性の確認 スペーサーの材質の確認	現地測定及び工事写真で判定 設計との比較、圧接試験
(6) 基礎工  栗石基礎 切込	1 基準高、延長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定
	3 施工状況	間隙充填材の状況と捣き固め状況及び均しの状況	現地観察及び工事写真で判定
(6-1) 杭基礎工	1 基準高、本数、間隔	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状、寸法、本数等の確認	品質管理資料（試験成果）で判定
	3 支持力	設計荷重との対比（安全率の確認）	出来形管理資料（打込記録、杭耐力試験成果、支持地盤の土質）で判定
	4 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度（傾斜度）の確認 上部構造との関係 杭頭の処置、継杭施工の適否 支持地盤への根入れ長 打ち止め貫入記録 コンクリートの打込み方法 溶接作業と気象管理	現地測定及び工事写真で判定 支持層確認の資料 品質管理資料
(7) 矢板工（鋼管、H形鋼、木、コンクリート等）	1 基準高、延長	工事延長と設計枚数との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定
	3 打込状況	法線の通り、傾斜の有無	現地測定で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	4 その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況 矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(8) 縁石工 側溝工 (プレキャスト)	1 基準高、延長、幅、又は高さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定 必要により曲げ強度試験で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(9) 側溝工 水路工	1 基準高、延長、幅、高さ、底厚、縦断勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、品質管理図表等で判定 底厚は必要により、削孔により判定
	2 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	3 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 打ち継目の止水の適否 路面との高さ	
(10) 蓋工	1 使用材料の品質、規格、寸法	設計図書との対比 種類、品質、形状寸法の確認	現地測定、品質管理資料、現地観察および必要により破壊検査で判定
	2 配筋	鉄筋の間隔、カブリの確認	
	3 施工状況	敷設状況	
(11) 管渠工 函渠工	1 基準高、延長、幅、又は径、高さ、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) コルゲートの施工状況 中心線とのずれ及びひびわれの状況、継手部漏水の有無 管渠・函渠勾配 伏水の処理状況 1回のコンクリート打設高さの確認	現地測定、現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(12) 水門 樋門	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 施工状況	止水時の漏水 開閉時の機能	現地観察で判定
(13) 井筒基礎工 潜函基礎工	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 地耐力	期待地盤の耐力の確認	出来形図及び出来形管理資料(載荷試験沈下測定)
	3 中詰工	指定工法の確認及び施工	現地観察及び工事写真で判定
	4 掘削土の処分	共通事項、残土処理の項参照	
	5 その他施工状況	コンクリート品質及び施工状況 (コンクリート工の項参照) 中心線とのずれ 傾斜の有無	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(14) セメント類 吹付工	1 面積、法長、厚さ、延長	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	セメント類配合の確認 ラス張材料の規格の確認	品質管理資料で判定
	3 施工状況	吹付状態 (均等の有無) き裂、浮上りの有無 ラス及びアンカーボルトの位置の確認 はね返り材料の適切な処理の確認 湧水処理の確認、養生	現地観察及び工事写真で判定
(15) 法面保護工 (盛土法面及び切取法面の芝、種子吹付等)	1 面積、法長、芝付、間隔	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	品種の確認	現地観察
	3 施工状況	法面の不陸、発芽及び発育の状況 目串の差し込み状況 張芝の衣土の状況 湧水処理の確認	現地観察及び工事写真で判定
(16) 実播工	1 面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用材料の種類	種子、養生材、粘着材肥料の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工 種	検査項目	検査内容	検査の方法
	3 施工状況	斜面整地状況 種子等の攪拌状況 種子の発芽状況 吹き付け状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(17) 柵工、筋工	1 高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	根入深さ、地山との角度、締付状況 目串の差込み状況 萱株の植付け状況 犬走りの施工状況の確認	現地測定、現地観察及び工事写真で判定
(18) 伏工（むしろ、アミ等）	1 面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	重ね合わせ、間隔、障害物の除去状況	現地観察及び工事写真で判定
(19) 枠工	1 面積、法勾配、高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	コンクリート施工状況 詰石の状況 法面と法枠との密着状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(20) 防護柵工 (ガードレール) (ガードケーブル) (ガードパイプ) 落石防護網 (ストンガード)	1 基準高、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、規格、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	ボルトの締付状況 ケーブルの張具合の確認 支柱の設置状況、間隔・垂直度の確認	現地観察及び工事写真で判定
(21) 落石防護網 (ロックネット)	1 面積、長さ、延長	設計図書との対比	現地測定で判定
	2 使用材料の品質等	網目、番線、ロープ・アンカーの径、長さ、品質の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
	3 施工状況	綱の張具合の確認 ロープの張具合 アンカーの根入れ長確認 アンカーの取付け状況 グリップの締付け状況	現地観察、工事写真で判定
2 河川等 (1) 蛇籠工 布団籠・か ごマット工	1 延長、法長、幅、 厚さ、本数、配 置、基準高	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 「じやかご」の 品質、規格、寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地測定、品質管理資料及び現 地観察で判定
	3 詰石の材質、形 状、寸法	風化の有無、表面から見えに くい部分の形状、寸法の確認	
	4 施工状況	石詰の状況 法肩、法尻、屈曲部の施工状 況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	
(2) 根固めブロ ック工	1 基準高、延長、 幅	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形 管理資料等で判定
	2 使用ブロックの 品質、形状、寸法	"	現地測定、品質管理資料及びシ ュミットハンマーで判定
	3 施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い	現地観察 工事写真、出来形図及び出来 形管理資料等で判定
3 砂防ダム 治山ダム (1) ダム工 流路工 護岸工	1 基準高、基礎 高、幅、長さ (延長)、法勾配	設計図書との対比 床掘完了時の確認 水叩、仕戻工、埋戻工、堤体 天端及び両側流路工	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 断面形状	放水路天端幅 水叩の幅、長さ、厚さ 袖部の根入 仕戻工 副堤長さ、幅、根入 流路工の幅、高さ、厚さ	"
	3 土質、岩質、形 状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判 定
	4 支持力	設計との対比 ダム支持力の安全性	"

工 種	検査項目	検査内 容	検査の方 法
	5 残土処理	残土量および残土処理場の確認	現地観察、工事写真および管理資料で判定
	6 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	現地観察 品質管理資料及び出来形管理資料、シュミットハンマーで判定 必要に応じ抜取コアで強度を判定
	7 鋼製ダム、鋼製枠	設計図書との対比 品質、形状、寸法の確認 ボルトの締付強度確認 中詰石の材質、径、詰め状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	8 施工状況	止水板の位置 コンクリート打継目の位置および状況	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料、必要により注水検査で判定
(2) 集水井工	1 基準高、径、深さ、偏位	設計図書との対比 床掘完了時の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理資料で判定
	2 土質、岩質	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び出来形管理資料で確認
	3 使用材料の品質等	品質、形状、寸法の確認	現地測定、品質管理資料で判定
	4 残土処理	残土量及び残土処理場所の確認	現地観察及び工事写真で判定
	5 施工状況	地層の状況、湧水の位置・量の確認	
(3)-1 グラウンド アンカー工	1 部材の品質	部材の寸法の確認 グラウトの強度 引張材の強度 アンカー頭部の台座 支柱板及び締付金具の強度の確認	現地測定及び品質管理資料で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
	2 施工状況	地層の状況 ボーリングの角度、深さ、グラウト打設状況（注入量の管理方法） 定着部のゆるみと設計付着力の関係を確認 緊張強度の確認	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定
(3)-2 鉄筋挿入工	1 部材の品質	部材の寸法の確認、定着材の強度、芯材の強度、頭部定着材 設計引張り力、もしくは設計許容摩擦抵抗力に相当する引張り力の確認	現地測定及び品質管理資料で判定
	2 施工状況	地質の状況 削孔の角度、深さ 定着材打設状況 (注入量の管理方法)	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定

工 種	検査項目	検査内容	検査の方法
(4) ポーリング工	1 穿孔位置、配列方向、角度、深度	設計図書との対比	現地測定、出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	保孔管の品質、寸法の確認	現地測定、工事写真、品質管理資料及び出来形管理資料で判定
4 港湾 漁港 農林海岸	1 基準高、延長、幅、高さ、法勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用ブロック及びケーソンの品質、形状、寸法	"	現地観察、工事写真シュミットハンマー、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	
	4 施工状況	基礎の状況、ブロック総数の確認、据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い。 ケーソン中詰の指定工法の確認及び施工状況	工事写真、現地測定及び現地観察で判定
5 植栽工	1 樹木の形状、寸法、本数及び樹種	設計図書との対比 (樹高、目通り周、枝幅)徒長は含まず	現地測定で判定
	2 樹木の状態	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地観察で判定
	3 支柱	材質形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	4 施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、現地観察、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
6 舗装工 (1) 路盤工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断形状	設計図書との対比定	工事の出来形及び品質を現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	3 密度支持力		品質管理資料(締固め度)で判定
	4 施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無 路床面又は下層路盤面の異常の確認	現地観察及び工事写真で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(2) アスファルト舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 アスファルト合材の品質	合材配合状態	品質管理資料 抜取コア一試験で判定
	3 施工状況	施工温度及び雨天時の施工表面仕上り状況 転圧の適否（密度及びき裂有無） 雨水の排水状況を確認 合材敷均しの均等性 施工継目 道路構造物との接合部及び隅部の施工の適否	現地観察、工事写真、品質管理資料及び平坦性試験で判定
(3) セメント、コンクリート舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	工事の出来形および品質を現地測定、出来形管理図及び出来形管理資料で判定 厚さについては抜取コアで判定
	2 コンクリート	配合、強度	品質管理資料 必要により抜取りコア一強度で判定
	3 施工状況	表面仕上りの状況 雨水等の排水状況を確認 目地仕上りの状況 養生	現地観察、工事写真で判定
7 橋梁 (1) 一般	1 基準高、縦横断勾配、橋長、幅、橋面、基礎工、雨水処理	施工精度、設計図書との対比、平坦性、取付道との取合、排水処理の状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、平坦性、アンカー据付の状況 支承の位置および配置、排水の処理	現地測定、現地観察、工事写真及び出来形管理資料で判定
	3 鉄筋及びコンクリート	「鉄筋工」「コンクリート工」「コンクリート擁壁工」の項参照	
(2) 下部工	1 基準高、形状寸法、位置の変移	橋座、パラペットの天端高、中心線とのずれ方向、中心間距離、対角線距離	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定

工 種	検査項目	検査内容	検査の方法
(3) R C 橋 P C 橋	1 桁(版)の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全長、支間、縦及び横方向の反り(P C)、幅、厚さ	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 P C 鋼線(鋼棒)の配置、緊張	P C 鋼線(鋼棒)の定着、装置、位置、方向、緊張力、ケーブルの伸装置のキャリプレーション、グラウト、養生	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定、緊急管理計画と施工記録、グラウトの管理
(4) 鋼橋	1 材料の品質	ロールキズ、われ腐蝕 うちきずの有無 指定寸法の確認 保管の方法	品質管理資料で判定
	2 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面対角、断面、対角、製作キャンバー、ウェブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、接合順序及び溶接方法の適否、ソールプレートの取付、主桁の通り、そり、鉛直度	原寸及び仮組検査又は現地搬入組立時に判定
	3 架設	架設法、継手部のすき間 部材の保管 ハイテンボルトの締付の良否	架設計画要領書 現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
(5) 溶接工	1 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
	2 溶接棒の種類	母材の種類および溶接方法	現地観察および工事写真で判定
	3 溶接工資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	4 施工状況	溶着金属表面の均一性、割れ スラグ、ブローホールの有無 アンダーカット、オーバラップ等 母材の接合部の状態確認 母材歪みの有無、温度・湿度の適否 溶接棒の保管状況、溶接部の肉厚	現地観察及び工事写真 必要により放射線検査で判定 各種管理資料
(6) 塗装工	1 塗料の種類、品質、色別、色調、使用数量	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(7) 橋面舗装 (アスファルト)	2 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	3 塗装回数	色層色調の確認	〃
	4 膜厚	設計との対比	現地測定（膜厚計による） 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	5 施工状況	塗膜の状態の確認（気泡むらの有無）、隅部・裏面・角部等の塗残しの有無の確認、塩分付着量の測定	現地観察及び工事写真で判定
8 トンネル工	1 厚さ 縦横断勾配	設計との対比	必要により 500 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアーを採取するほか出来形管理資料で判定
	2 品質	配合、密度	コアーにより判定するが、コアーの無い場合は、品質管理資料等で判定
	1 基準高、幅（スピーリングラインおよび路面） 高さ、覆工厚 縦横断勾配 打音	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定 覆工厚については、削孔で厚さ確認
	2 コンクリート工	内空変位収束の確認 コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照) セントルつま型枠の防水シート切断対策の適否 脱型時期及び養生方法の適否	
	3 使用材料の品質等	NATMにおけるロックボルトの品質、寸法、本数の確認、H型鋼の品質、形状、寸法、数量の確認 吹付コンクリートの強度	現地測定、工事写真、品質管理資料及び使用一量覧表で判定
	4 グラウト工	セメントの入荷数量、モルタル注入量の確認	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形管理資料、納品伝票で判定
	5 掘削	岩質の確認（設計との対比） 火薬と雷管の使用量の確認 支保工の設計との対比 余掘の低減方法の確認	現地観察、工事写真、使用量一覧表、出来形管理資料で判定

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
	6 ロックボルト工	打設角度の確認 引抜き強度の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	7 防水工	吹付コンクリート面の凸凹の処理及びロックボルト頭部等の突出物の処理の確認 溶着接合部の密着度の確認 (加圧試験、マイナスドライバー等) 補修箇所の適否、取付の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	8 施工状況	コンクリートの施工状況 インバートの施工基盤を掘りすぎた場合の処理状況 湧水処理の確認 排水方法の適否(位置、断面積) 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況 鋼アーチ支保工の足付けの確認 覆工の打音確認 坑口部地表の変位状況 内空変位状況とその対応	現地観察、管理資料、工事写真で判定
	9 変位計測	内空変位量の確認 地表変位量の確認	現地観察、管理資料、工事写真で判定

(注) 上記の検査方法は、工種毎の一般的な方法であって、工種が多い場合、工事の重要度および規模によっては、検査員の判断により、他の方法もしくは省略してもよい。

別記様式1		工事成績評定表																					
建設検査長	技術管理課長	課長補佐	所長		次長		技術次長			技査			課長		チーフ								
			契約書の工期を記入すること (着手は自の年月日、 完成は至の年月日)																				
工事番号						所 属 名																	
工事名						契約年月日																	
工事場所						工 期			着 工														
請負者名									完 成														
請負金額						竣 工 年 月 日																	
現場代理人	竣工年月日は工事完成通知書の 完成年月日を記入すること					検査年月日																	
主任技術者											工事監督員												
監理技術者						工事副監督員																	
評定職員		主任・工事監督員職氏名					総括(専任)監督員職氏名										検査員職氏名						
評価項目			主任・工事監督員評定					総括監督員評定					検査員評定										
項目	細別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1.施工体制	I.施工体制一般		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																
	II.配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																
2.施工状況	I.施工管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10										+5.0		+2.5	0	-7.5	-15	
	II.工程管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15									
	III.安全対策		+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15									
	IV.対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																
3.出来形	I.出来形		+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質		+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
4.出来ばえ	III.出来ばえ																+5.0		+2.5	0	-5.0		
	I.施工条件への対応											0.0											
5.創意工夫	I.創意工夫				0.0																		
6.社会性等	I.地域への貢献等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)																							
評定点(65±加減点合計)			①		点	②			点	③			点	④			点	⑤		点	⑥		
7.評定点合計											0.0	点											
			①		点×0.4+	②		点×0.2+	③		点×0.4=	点											
8.法令遵守等											0.0	点											
9.評定点合計											点												
所見	主任監督員・工事監督員					総括監督員					検査員												
• 評定点合計が80点以上、60点未満の場合、各評定職員は必ず評価した内容等を詳細に																							

## 細目別評定点表

項目	種別	①主任監督員・工事監督員	②総括(専任)監督員	③検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3点
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1点
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8点
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来映え			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応		$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2点
7. 法令遵守等			$\times 1.0 =$ 点		
評定点計		点	点	点	100点
		40点	20点	40点	
				評定点合計	点

\*1 1～3の評点(加減点合計) + 4～6の評定(加点合計) - 7の評点(減点) = 評定点合計  
各評定点は、少数2位を四捨五入し小数1位止めとする。

\*2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

令和 第 年 月 号 日

様

当該工事の施工者に通知していますこの  
「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」は、平成24年4月1日以降に契約  
した工事から、入札契約担当部署で閲覧方式  
で、公表しています。

高知県知事

## 工事成績評定について（通知）

工事番号			
工事名			
工事場所			
工 期	着工	契約書の工期を記入すること (着工は自の年月日、 完成は至の年月日)	
	完成		
請負代金額			
契約年月日			
検査年月日			
出来高金額			
評定期点	点		
※ 項目別評定点は、別表1のとおり			

### ※掲載ホームページ

[高知県ホームページ]—[組織からさがす]—[土木部]—[技術管理課]  
[高知県建設工事成績要綱・要領]—[要綱R03.7.1版] [要領R04.4.1版]

別表 1

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
8. 法令遵守等		(減点)
	評定点合計	／ 100.0 点

5 高土政第 1400 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各部局長  
各課長 様  
各出先機関長

土木部長  
(公印省略)

「高知県建設工事等指名停止措置要綱（旧高知県建設工事指名停止措置要綱）」の一部改正について（通知）

「高知県建設工事等指名停止措置要綱」の一部を別添のとおり改正し、  
令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

## 高知県建設工事等指名停止措置要綱

### (指名停止)

第1条 知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1の各号及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について県が発注する建設工事の入札参加者の指名の対象外(以下「指名停止」という。)とするものとする。

2 契約担当者(高知県契約規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 知事は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該別表各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって当該事案に係る指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、再度同表の各号に掲げる措置要件

のいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 別表第2の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再度別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第4号に掲げる場合を除く。）。
  - (3) 別表第2の第1号から第3号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に、再度同表の第1号から第3号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
  - (4) 別表第2の第4号から第10号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に、再度同表の第4号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号並びに前各項及び次条の規定による期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

#### （独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 知事は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき（前条第2項の規定に該当することとなったときを除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の第4号、第7号又は第8号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2の第4号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（昭和40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による知事による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなったときを除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2の第7号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなったときを除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間

（指名停止の通知）

第5条 知事は、第1条第1項若しくは第2条の規定により指名停止を行い、若しくは第3条第5項の規定に基づき指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をするときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(測量、建設コンサルタント等業務の入札参加者の指名停止への準用)

第9条 この要綱の規定は、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加者の指名停止について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条 第1項	建設工事	測量、建設コンサルタント等業務
第7条	工事	業務
別表第1の(1)	県発注工事	県発注業務
	工事を	業務を
	工事の	業務の
別表第1の(2)	粗雑工事	粗雑業務
	県発注工事の施工	県発注業務の履行
	工事を	業務を
	工事目的物	業務の成果物
別表第1の(3)	工事で県発注工事以外	業務で県発注業務以外
	一般工事	一般業務
	施工	履行
	工事を	業務を

別表第1の(4)	県発注工事の施工	県発注業務の履行
	、工事	、業務
別表第1の(5)	県発注工事の施工	県発注業務の履行
別表第1の(6)	一般工事の施工	一般業務の履行
別表第1の(7)	工事関係者事故	業務関係者事故
	県発注工事の施工	県発注業務の履行
	工事関係者に	業務関係者に
別表第1の(8)	一般工事の施工	一般業務の履行
	工事関係者	業務関係者
別表第2の(1) のイ	常時工事	常時業務
別表第2の(4)	県発注工事	県発注業務
	工事の	業務の
別表第2の(5) 及び(6)	工事	業務
別表第2の(7) 及び(8)	県発注工事	県発注業務
別表第2の(9) 及び(10)	工事	業務
別表第2の(17) 及び(18)	県発注工事	県発注業務
別表第2の(21) 及び(23)	工事	業務

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(高知県建設工事指名停止等措置要領の廃止)

2 高知県建設工事指名停止等措置要領（昭和62年1月高知県告示第50号）は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱別表第2の規定は、この施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 高土政第 1401 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各部局長  
各課長 様  
各出先機関長

土木部長  
(公印省略)

「高知県建設工事等指名停止措置要綱（旧高知県建設工事指名停止措置要綱）の取扱い」の一部改正について（通知）

「高知県建設工事等指名停止措置要綱の取扱い」の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

【別表第1関係】(県内において生じた事故等に対する措置基準)

1から4までに掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める期間を指名停止の期間とする。

1 虚偽記載(第1号関係)

(1) 県発注工事(県、県が出資する公社等の発注する工事をいう。)の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

(2) 「認定した日から」とは、当該事実が措置要件に該当すると認められたときとする。以下同じ。

2 過失による粗雑工事(第2号、第3号関係)

(1) 県発注工事に係る過失による粗雑工事(第2号関係)

県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件(具体例)		期間
工事成績等	工事成績の評定点の合計 50点以上60点未満	1月
	50点未満	2月
	委託業務成績の評定点の合計 40点以上50点未満	1月
	40点未満	2月
	契約不適合	1月以上3月以内
	重大な契約不適合	4月以上6月以内
(注)重大な契約不適合とは、原則として建設業法(昭和24年法律第100号)第28条違反等に基づく監督処分がなされた場合等をいう。		

(2) 一般工事に係る過失による粗雑工事(第3号関係)

県内における工事で県発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件(具体例)		期間
重大な契約不適合		1月以上3月以内

(注)重大な契約不適合とは、原則として建設業法(第28条違反など)に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

### 3 県発注工事契約違反（第4号関係）

第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
(完成期限の違反) 1 正当な理由がなく完成期日に完成できなかつたとき。	2週間以上1月以内
(その他工事の請負契約違反) 2 その他工事の請負契約の定めに違反したとき。	2週間以上4月以内

### 4 安全管理措置の不適切により生じた工事事故関係（第5号—第8号関係）

#### (1) 県発注工事に係る公衆損害事故（第5号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なもの除く。）を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）	期間
(県発注工事の公衆損害事故) 1 安全管理の措置が不適切であったため (1) 公衆に損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。 (3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月 1月 2月以上4月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 公衆に損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。 (3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月以上2月以内 1月以上3月以内 3月以上6月以内

#### (2) 一般工事に係る公衆損害事故（第6号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
(一般工事の公衆損害事故) 当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 公衆に損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。 (3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月 1月以上2月以内 1月以上3月以内

(3) 県発注工事に係る工事関係者事故（第7号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
(県発注工事の工事関係者事故)	
1 安全管理の措置が不適切であったため。 (1) 工事関係者が負傷したとき。 (2) 工事関係者が死亡したとき。	2週間 2週間以上1月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 工事関係者が負傷したとき。 (2) 工事関係者が死亡したとき。	3週間以上1月以内 1月以上4月以内

(4) 一般工事に係る工事関係者事故（第8号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上2月以内

措置要件（具体例）	期間
(一般工事の工事関係者事故)	
当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 工事関係者が負傷したとき。 (2) 工事関係者が死亡したとき。	2週間 2週間以上2月以内

(5) 工事事故に関する判断事項（第5号ー第8号関係）

ア 県発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

(ア) 事故の原因が作業員等個人の責に帰すべきものであると認められる場合

(イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

イ 県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)に掲げる場合とする。ただし、(イ)によることが適當である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者において設計図書等で、具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(イ) 当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

ウ 県発注工事における事故について、損害を与え又は負傷者を生じさせたときの判断基準は、おおむね次に掲げるところによる。

(ア) 損害とは、200万円以上の損害をいう。

(イ) 負傷者とは、全治60日以上の傷病者をいう。

エ 県発注工事における事故について、当該事故が重大であると認められるときは、安全管理における過失の程度又は事故の大きさにより判断するものとする。

なお、事故の大きさの判断基準は、おおむね損害が500万円以上の場合又は死傷者が2人以上の場合をいう。

オ 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として「当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合」とする。